

令和7年度第1回 新潟市男女共同参画審議会会議録

日 時	令和7年4月23日(水) 15:00~17:00
会 場	新潟市役所本館6階 第3委員会室
出席者 (委員14名)	有森委員、小奈委員、小菅委員、齊藤委員、佐藤委員、杉原委員、田覚委員、橘委員、仲屋委員、三須委員、南委員、山本委員、吉田委員、渡邊委員
傍聴者	4名
次 第	<p>1 開会 2 挨拶 3 議事 (1) 会長の選出について (2) 会長代理の指名について (3) 男女共同参画審議会について (4) 令和7年度男女共同参画課の所管事業について (5) 男女共同参画行動計画について 4 その他 5 閉会</p>
事務局	<p>ただいまから令和7年度第1回新潟市男女共同参画審議会を開催します。</p> <p>本日は15名の委員の内、14名のご出席をいただいております。この審議会は新潟市男女共同参画推進条例施行規則第15条第2項により、委員定数の半数以上の出席をもって開催することとなっておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>はじめに、市民生活部長からごあいさつを申し上げます。</p>
市民生活部長	<p>私は3月まで東区長として区政に携わっておりました。男女共同参画の視点はどの部署においても基本的な考え方として、あらゆる取組で意識してまいりました。これからは、本丸でこの施策に取り組んでいくことになります。まだまだ勉強しなければならない点が多くございますので、どうぞ皆様からのご指導、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、改めまして、本日は大変お忙しい中、今年度1回目の男女共同参画審議会にご出席賜り、まことにありがとうございます。このたび、委員就任をご承諾いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>今期、この審議会は公募の方を含む15名の方にご就任いただいております。2年間の任期となります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>さて、男女共同参画の推進につきましては、国におきましてさまざまな取組を進めてきたところですが、昨年は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援法が施行され、さらなる施策の推進が求められているところです。本市では、現在、令和3年に策定いたしました第4次男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画に関する取組を行っており、この行動計画</p>

	<p>の進捗状況につきましては、委員の皆様から毎年、実施事業の評価を行っていただいているところです。この第4次行動計画の計画期間が令和8年3月に終了することに伴い、次の計画、第5次行動計画を作成するため、昨年11月に審議会に諮問させていただきました。委員の皆様からご意見を伺いながら、行動計画の案を策定してまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>本市の男女共同参画の取組の基本的な考え方については、新潟市男女共同参画推進条例の前文におきまして、以下のように書かれております。豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められているとあります。社会情勢や価値観の複雑化、多様化しております現代におきまして、改めて条例の精神に則り、男女共同参画施策の基本となる計画を策定する必要があると考えております。本市では、今後も全庁を挙げまして、男女共同参画の推進に取り組んでいきたいと考えております。委員の皆様からはお力添えをいただきますよう何とぞよろしくお願ひ申し上げ、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
事務局	<p>次に、本日の資料の確認をお願いいたします。本日、机上に配付しました会議次第、次に委員名簿、座席表、その次からは各資料の右肩に資料番号が入っております。</p> <p>それでは、これより次第に沿って議事に入ります。会議次第の3、議事の(1)会長の選出についてです。このあと、新たに会長を選出していただきますが、会長が選出されるまでの進行につきましては、事務局で進めてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、男女共同参画課長が進めさせていただきます。</p>
男女共同参画課長	<p>それでは、会長の選出までの進行を務めさせていただきます。</p> <p>新潟市男女共同参画推進条例施行規則第14条第1項に、会長は委員の互選によってこれを定めるとありますので、委員の皆様の中からお選びいただきたいと思います。どなたが立候補またはご推薦いただけませんでしょうか。</p>
三須委員	<p>審議会委員3期目で会長の経験もあります、男女共同参画に関する知見をお持ちである杉原委員に、会長をと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。</p>
男女共同参画課長	<p>ただいま、三須委員から、杉原委員を会長にというご推薦がありましたら、委員の皆様、いかがでしょうか。異議がなければ拍手をお願いいたします。</p> <p>(拍手)</p> <p>それでは、杉原委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>本日、杉原委員はリモートでのご出席ですが、会長就任のごあいさつをお願いします。併せて、議事(2)会長代理の指名について、新潟市男女共同参画推進条例施行規則第14条第3項により、会長代理を会長が指名することになっておりますので、ご指名をお願いいたします。</p>
杉原会長	<p>ご推薦いただきありがとうございました。今期は特に、行動計画を策定するという重要な年になるかと思いますがよろしくお願ひいたします。</p> <p>私も、新学期になりまして、授業も始まっているのですが、国連が最初に国</p>

	<p>際女性会議をメキシコシティで開催したのが 1975 年で、もう半世紀になるのだなと、改めて実感しました。テレビ局でのセクハラ問題などもありましたが、改めて昔はこういうことが平気でまかり通っていたのだなと。今ではもう許されないことだという時代の変化というものを実感したわけです。また、日本社会自体が昭和のころとは経済的な状況が大きく変わってきたと。そういった大きな社会変化も半世紀の中であり、もう女性の問題だけではなく、男性のいろいろな問題も取り組まなければならないというような問題が出てきたり、暴力問題もやっと光が当たったと。それで、男女共同参画という流れの中で、一部の女性は自由に生きられるようになったけれども、女性の立場が弱い社会の仕組みというのはまだまだあり、さまざまな問題が相変わらずあるなというように、つくづく実感しております。</p> <p>新潟市の男女共同参画行動計画も第4次まで来て、もう 20 年以上取り組んでおり、成果もいろいろ上げてきましたし、そういう中で、これからまた新たな計画策定ということを進めていくわけですが、皆様、ぜひ、ご自身のご経験、ご知見を踏まえて、忌憚のないご意見を寄せていただければと、私もできる限り努めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それで、会長代理についてなのですが、ファザーリング・ジャパンにいがたの吉田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは吉田委員、一言お願ひいたします。</p>
吉田委員	<p>改めまして、ご指名いただきました、ファザーリング・ジャパンにいがたの吉田と申します。このような有識者の皆様の前で恐縮ですが、ご指名いただきましたので務めさせていただきたいと思います。</p> <p>コンセプトはよい父親ではなく笑っている父親を作ろうというのが根本にあります。当然、お父さんだけが笑っていたら元も子もないで、お父さんを通じて、お母さん、こども、そしていろいろな方々を笑顔にというところで、まず、お父さんが笑顔ではつらつとしようよというのをコンセプトにやっているところです。</p> <p>今、新潟市の男性の育児休業取得率とか、数字上は上がってきてていると思うのですが、中身はどうなのということで、いろいろな声を拾いながら、第5次の計画についても、また皆様と一緒に議論できればなと思っております。何とぞよろしくお願ひいたします。</p>
杉原会長	<p>吉田委員、どうもありがとうございました。</p> <p>就任直後で恐縮なのですが、私が本日、体調不良のために、会長代理として議事の進行をお願いできますでしょうか。よろしくお願ひいたします。</p>
吉田会長代理	はい、お受けします。
事務局	吉田委員、会長席へご移動をお願いします。それで、少し事務局と打ち合わせをさせていただきたいと思います。
吉田会長代理	それでは、進めさせていただきます。議事の（3）「男女共同参画審議会について」、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	それでは説明させていただきます。資料1をご覧ください。今回、新たに委員に就任した方もおられることから、この審議会の概要について説明させてい

	<p>ただきます。</p> <p>本市では、市が行う事務や事業につきまして、必要な審議や調査を行うために、学識経験者や関係団体の代表、公募による市民の方などで構成される附属機関を各所管課で設置しております。今日、皆様お集まりいただいているこの男女共同参画審議会はその一つで、新潟市男女共同参画推進条例により設置されているものです。</p> <p>委員の職務は、大きく二つございまして、まず、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項について調査・審議を行い、その結果を答申することです。今年度、これに関連するものとしましては、先ほどから説明しておりますが、今年度、第5次男女共同参画行動計画の策定を行う年となっております。この策定に関するご意見を伺いまして、審議会の計画案としてまとめた後、市に答申していただくというお仕事がございます。</p> <p>二つ目は、男女共同参画の推進に関し、必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。こちらは例年行っているものですが、毎年、その前の年度に府内の各部署が行った男女共同参画に関連した事業について皆様から評価をいただくというものが二つ目の職務となっております。</p> <p>今年度の会議の開催回数は、今日お集まりいただいている全体会は例年ですと年2回から3回程度の開催となっておりますが、令和7年度は、計画策定のために6回程度の開催を予定しております。こちらについては、スケジュールを後ほど説明させていただきます。</p> <p>もう一つ、先ほどの委員の職務の（2）にありました前年度の事業評価に関連してですが、この本体の審議会と別に部会があります。事業評価のための評価部会があり、こちらについては年二、三回の開催となっております。この評価部会員については、委員の中から3人程度の選出をしておりますが、こちらの選出については、次回、第2回の審議会で予定しております。</p> <p>委員の数については、定数15人以内となっており、本日お集まりの皆様は、別紙の名簿となっております。</p> <p>任期はこの4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。審議会の概要は、以上です。</p>
吉田会長代理	<p>ただいまの説明に、何かご質問ありますでしょうか。</p> <p>それでは、ご質問ございませんでしたので、次のところに進んでいきたいと思います。議事（4）令和7年度男女共同参画課の所管事業について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>次は、資料2をご覧ください。こちらは、今年度の男女共同参画課の主な事業と予算額を記載しております。右側に金額がありますが、予算額の上の段の数字が今年度の当初予算の額、その下の括弧書きが前年度の当初予算額となります。これは人件費、事務費を除いた額となっております。</p> <p>大きく分けて七つあるものを順にご説明します。（1）男女共同参画啓発事業ですが、男女共同参画の推進に向けて、各区で、市民の方に就任していただく地域推進員という方がおられます。そうした市民の方と各区が協働で行う啓発事業になります。また、若い世代のDV防止の意識啓発のため、データDV防</p>

	<p>止セミナーというものを中学校、高校等で開催しております。</p> <p>(2) の仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの推進です。こちらですが、主な事業として、男性の育児休業取得促進事業奨励金がございます。育児を通して固定的な性別役割分担意識の解消を図ることを目的として、1か月以上育児休業を取得した男性労働者の方及びその事業主に奨励金を支給するものです。そのほかに、このワーク・ライフ・バランス推進の中には、男性の家庭活躍推進事業として、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた職場環境の整備のために企業の経営層や管理職を対象にした研修を開催する予定です。女性活躍応援事業では、女性の職業生活における活躍の推進に向けて、働く女性や再就職を目指す女性に向けたセミナーを開催します。</p> <p>(3) 男女共同参画推進センター事業ですが、こちらは、男女共同参画を推進する拠点施設となっている男女共同参画推進センター「アルザにいがた」で開催する講座などの啓発事業や、情報図書室の運営を行っているものです。</p> <p>(4) 相談体制の充実です。こちらは、アルザにいがたで行っている家族のこと、夫婦のこと、生き方など、さまざまな悩みに応じるこころの相談や、男性電話相談のほかに、さまざまな困難や不安を抱える女性を対象に、NPO等の知見を活用して相談支援等の事業を行っている女性つながりサポート事業を実施するものです。</p> <p>(5) DV被害者救済と自立支援ですが、こちらは、市が設置している配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の相談及び自立支援を、関係機関や関係団体と連携しながら行います。そのほか、緊急一時保護と自立支援を行っている民間団体に対してシェルター等の施設運営費の補助やDV防止に向けた啓発活動を実施しています。</p> <p>(6) アルザフォーラムの開催は、男女共同参画について広く啓発を行うため、アルザフォーラムという名称で講演会や市民団体によるワークショップを毎年、市民と市による実行委員会の主催で行っており、その実行委員会に対する負担金となっております。</p> <p>(7) 性的マイノリティ支援事業は、性的マイノリティに対する差別や偏見をなくすために、性の多様性を理解するための出前講座や講演会を開催し、市民向けの啓発を行うほか、当事者やご家族に対する支援としまして、臨床心理士による電話相談を月1回開設しております。</p> <p>当課の今年度の所管事業としては以上です。</p>
吉田会長代理	ただいまの説明にご質問はございませんでしょうか。
橋委員	<p>資料を拝見すると、予算がだいぶ減っているように見受けられるのですが、これはどういう点から削減されているのか、お聞かせいただけますか。</p> <p>例えば、(2) 仕事と生活の調和の推進のところも減っていると思いますし、(5) DV被害者救済のところも減っています。どの辺りが削られたのかというのをお願いできればと思います。</p>
事務局	ワーク・ライフ・バランス推進のところで申し上げますと、今年度、男性の育児休業取得促進事業奨励金のところで制度の見直しを行っております。今まででは、育児休業を取得した男性の労働者本人のみの支給になっていました。今

	<p>年度の実施にあたって市民の方の声を聞きますと、育児休業を取得するにあたって会社の協力を得るのがなかなか難しいという声があつたり、昨年の9月に市民の方を対象に男女共同参画に関する基礎調査を行いましたが、そのときの調査結果として、職場に理解や取りやすい雰囲気がないと答えた割合が高かつたのもあります。男性の育児休業の取得率を高めていくためには、男性労働者だけではなくて、仕事と家庭生活が両立できる職場環境整備に対する事業主の意識の変革が重要ではないかというように考えました。</p> <p>そこで、今年度の奨励金の対象を、労働者だけではなく、事業主も支給の対象にしました。労働者に対しての支給の金額を、今まででは20万円だったのを、他の自治体の事例等も踏まえまして、今年度、5万円に変更させていただきました。そういう見直しの影響もございます。</p>
事務局	<p>(5) DV被害者救済と自立支援のところなのですが、被害者の支援ということで、被害者避難の支援ですとか、安全に避難していただくための支援に関する費用なども多めに取つてあったのですが、執行残という形で残してしまうこともあります。今年度、見直しを行つております。ただ、必要な費用につきましては、例年の状況を確認したうえで組み立てておりますので、何かが実現できなくなるとかそういうことはございません。</p>
佐藤委員	<p>女のスペース・にいがたの佐藤といいます。</p> <p>全体的に例年並みとはいえ減らされている傾向があつて、何となく心配な気がしましたが、今、お話を聞きして、現在の事業は継続だということで、次年度は支援法の絡みでどんどん増えていくのだろうということを期待していますということを一言。</p> <p>それから、事業内容がいろいろ書いてあるのですが、事業で大体いくらくらいなのか。例えば、地域推進員による市民への啓発事業がいくらとか、デートDV防止セミナーの開催がいくらとか、そういう括弧書きで何か書いていただくと、より事業が具体的に見えていいかなと思うので、書いていただくと分かりやすいなと思います。</p>
事務局	今後、こういった資料を作成する際にできるだけ反映させていただきたいと思います
吉田会長代理	奨励金について、支給の予定件数で見ると、およそどのくらいなのでしょうか。
事務局	今年度、200人前後の個人の申請を見込んだものになっております。育児休業の取得は、ここ最近ずっと増加を続けておりまして、できるだけ多くの方に支給したいと考えております。
吉田会長代理	ほかにございませんでしょうか。
有森委員	本来は昨年度発言すべきことであったのだろうなと思うのですが、経済財政運営と改革の基本方針、2024年度のものの中にプレコンセプションケアに関する5か年計画というものが出ていたり、女性版骨太の方針2024といったところには、女性活躍、男女共同参画の重要方針2024といったところでの働く女性の月経、妊娠出産、更年期、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぐ、みたいなものがあるので、これは多分、根拠の法律が

	<p>DV法とか女性支援法とか女性活躍推進法に基づいたお金の流れになっていると思います。女性版骨太の方針2024に関連して、そとの共同とかそういったことは新潟市で考えているのか、もし分かりましたら、教えていただけたらと思います。</p> <p>質問の意図としましては、令和7年度はこのような事業内容とお金がついているのですが、ほかの事業との情報交換とかネットワークとかそういったことが、もし令和7年度に活動としてあるならば、そういう情報も教えていただけたらという意図で発言しました。</p>
事務局	コンセプションケアとかそういうものに対しての、何か男女関連予算の中で行うものがあるかとか、そういったことでしょうか。
有森委員	働く女性の支援といったところでは、この内閣府が出している女性版骨太の方針もけっこう近い活動かなと思ったので、そこと協力とか情報交換とか、本年度していくと、次の第5次の計画にも発展的な提案につながるのではないかということを考えました。
事務局	女性の健康に配慮していくくという部分について、今までの事業の中で反映させた要素があまりなかった部分です。今年度、そういった部分の情報収集をしながら、行動計画の策定をしていきたいと思っています。
有森委員	先ほど、男性の育児休業の取得についても、当人だけではなくて、管理者、事業主の理解といったところが重要であるということであるならば、アウトリーチ的に企業のほうにこういった専門家が出向いていってお話をすることは効果的なのではないかと思ったので、その予算がもしここから出ないのであれば、他のところから捻出することもいいのかなと考えました。
事務局	今おっしゃった内容について、雇用関係の部署でも何らかの企画を今年度の予算の中で考えている可能性があると思いますので、どのように今年度の事業実施を考えているのか、情報収集してみたいと思います。
吉田会長代理	<p>女性版骨太は毎年出ていて、たしか去年の特集が女性の健康だったのです。プレコンセプションであればまた教育の分野も関わってくるでしょうし、女性の健康であれば保健の分野など、男女共同参画とは少しまだ違う分野かもしれませんが、昨年の骨太から重なってきている。特に今後は、厚労省の両立支援の部分でもいろいろと、子育てと介護のところの法改正がありましたし、いろいろなところで重なってくると思うので、よりいろいろなところの連携が必要なのかなというところで、やはりどこかで予算を充てていかないというところは私も思いました。</p> <p>何かほかにご質問はありますでしょうか。</p> <p>そうしましたら、議事（4）はこれで終了したいと思います。</p> <p>次に、議事（5）男女共同参画行動計画について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料3です。</p> <p>男女共同参画に関する法律及び新潟県計画というところですが、法律の部分を主にご覧いただきたいのですが、男女共同参画に関する法律が四つあります。左から順に男女共同参画社会基本法、続きまして、略称ですが女性活躍</p>

推進法、次がDV防止法、一番右側が女性支援法の四つの法律があります。それぞれの法律の中で施策を実施するために、市は基本計画や推進計画を努力義務で定めることとされております。

新潟市ですと、四つの法律に基づく市の基本計画をどのように組み立てているかというと、男女共同参画社会基本法に基づく新潟市男女共同参画行動計画という推進の核となる計画を策定しています。この中に女性活躍推進法とDV防止法に基づく市の基本計画、推進計画を、段階を経ながら盛り込んでまいりました。

現在の市の行動計画は、皆様にお配りしています、第4次男女共同参画行動計画という冊子になっております。スタートが令和3年度からで終了が7年度末ですので、8年3月末で計画期間が終了いたします。今年度は、第5次行動計画の策定を行うために、今後の審議会で委員の皆様から計画案についてご意見をいただきたいと思っております。それでは、この冊子の14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。施策の体系が書いてございます。一番左側に六つ目標が書いてあります。これが男女共同参画の推進に関するさまざまな目標を掲げているものです。その右隣に、そこにぶら下がるように施策の方向が、全部で17項目あります。さらに、これを細分化して、具体的な取組がついているというような構造になっています。

この内、女性活躍推進法に基づく推進計画が、この大きな計画の中に入っていますとお話ししたのですが、目標3と4にかかるものが女性活躍推進法に係る市の推進計画です。そして、目標6の部分がDV防止法に基づく市の基本計画が含まれているという状況です。女性支援法が昨年度から施行されたのですが、実は、女性支援法の施行前から、困難を抱える女性への支援という項目が、目標6の(3)でも記載されているというような組み立てになっております。

それでは、資料3にお戻りいただき、第5次新潟市男女共同参画行動計画に令和6年4月に施行されました女性支援法に基づく施策に関する基本計画を新たに含めるということと、DV防止法は以前から包含されていたのですが、法改正がございましたので、その法改正のあったDV防止に関する部分の改正も必要となります。

次に、資料の右半分をご説明させていただきたいのですが、第5次、新潟市の行動計画施策の体系（案）になります。こちらを昨年度の第3回の審議会でお示ししまして、新計画の目標の枠組みの数は、今の第4次計画と同じく六つとしますということについて、承認をいただいております。ただ、目標のところに書いてある名称ですとか、ぶら下がっている施策の方向などは、次回以降の審議会で事務局案をお示しして審議いただくことになります。また、第5次計画に含めるものの内、女性支援及びDV防止に関する事項については、こちらの審議会とは別に学識経験者、民間支援団体、関係機関の委員等で構成します検討会というものを昨年度から設置して、課題などについてご意見をいただいております。この検討会には、こちらの男女共同参画審議会から有森委員と大島委員、佐藤委員と橋委員にご参加いただいております。今後、検討会

	<p>で出された意見を、こちらの男女共同参画審議会に提出して、審議会でほかの目標の部分と合わせて一体的に行動計画として審議を行った後、最終的に素案としてまとめていただきたいと考えております。</p> <p>次に、今後のスケジュールについてのご説明です。資料4です。第5次計画の策定に関する意見を審議会からいただきましたため、昨年11月の審議会で諮問を行い、2月の審議会で改定の枠組みについての承認をいただきました。今年度は、全部で6回、審議会を開催し、計画案について審議をお願いしたいと考えております。それで、皆様ご多忙だと思いますので、毎回のご出席は難しいかも知れませんが、欠席される委員の方については、事務局が別途メールなどでご意見をいただき、出席された方のご意見とともに次回以降の審議会の場で反映するといった形で進めたいと言うように考えております。10月には審議会としての素案をまとめ、12月に議会への報告と、市民の声を反映させるパブリックコメントを実施して、その後、審議会としての最終案をまとめ、2月に答申という形を予定しています。</p> <p>次に、資料5、新潟市の現状ですが、こちらは、新潟市の人団の推移や世帯構成について、直近の国勢調査ですかそのほかの調査の中で分析されている内容を記載した資料になっております。第4次の冊子の中でも5ページから9ページで同様の記載をしております。第5次計画は、こうした統計なども参考に策定していくことになります。</p> <p>最後に、資料6ですが、関係法令や条例です。こちらは、先ほどお話ししました男女共同参画に関する四つの法律と、本市の男女共同参画推進条例を印刷したものになります。今年度、今後ご審議いただく中での参考資料ということで、配付させていただきました。</p>
吉田会長代理	今の説明の中で、質問はありますでしょうか。
佐藤委員	<p>施策の体系（案）となっていますが、これの目標の文言は、すでに前回の審議会で出されたのですが、これは変わりうるものとして考えてよろしいでしょうか。</p> <p>もう一つ、DV防止法に関しては、前回の第4次でいくと、章立て別にありますね。それで、今回もそのようにお考えなのか。それが女性支援新法とどういう関係になっていくのか、教えてください。</p>
事務局	前回の審議会の中で承認いただいたのは、次期計画の目標の数、枠が六つですというところです。あとは、今おっしゃったDV計画に関する別立てになっている部分を六つの中に取り込みますということです。別立てにはしないで、この六つの中にすべて含めたいと思っています。目標の名称であったり施策の方向の内容だったり、あとはそこにぶら下がっていくものについては、今後ご審議いただくというところです。
佐藤委員	ということは、目標6がDV防止法の、これまで章立てた部分がここに新法と一緒に盛りまれていくということなのでしょうか。にしては、やはり、前の共同参画審議会でもご意見あったようなのですが、安心して暮らせる社会の実現というようなこの文言は少し稚拙な感じがしますので、ご検討ください。

吉田会長代理	ほかにございませんでしょうか。
佐藤委員	<p>新潟市の現状というところなのですが、まとめていくと、女性の流出が超過しているということで、共働き家庭が多いのだけれどもなかなか子育てが大変なのだというような中身が見受けられます。例えば、今回、この課題というのは新潟市のみならず新潟県でも、全国的にも地方の課題になっていると思います。若年女性の流出、人口減、少子化の問題です。新潟県も住んでよし、来てよしみたいなことをおっしゃっていますし、中原市長も、選ばれる都市新潟市ということで、お話しになっています。そこには、安全・安心だとか活力、交流、子育て教育というような大目標が掲げられていますが、女性の問題でいうと、私たちが相談を受けていると、男性は流出しない、女性が流出するというのは、単に働く場所がなくて東京に憧れるから女性が行くのではなくて、性別役割分担意識というか、アンコンシャスバイアスがあって、男は残るけれども女性は出ていっても良いみたいな。それで、新潟にいると子育て、産んで育ててキャリアも何とか頑張って自己実現したいということが期待できないというようなことがあって、どんどん流出していくように思います。なので、母とか祖母とかの後ろ姿を見て、あんなふうになりたくないなど出ていくのもよく聞きますので、女性が子育ても仕事も充実できるような新潟市にしていくためには、啓発活動ももちろんそうですが、今のところ何というようには提案できませんが、具体的な事業で流出を食い止めるというようなことを、ぜひ考えていただいて、素案に盛り込んでいただきたいと思います。</p>
事務局	若年層の人口流出というのはおっしゃるとおりで、新潟県、本市でも重要課題と位置づけられております。全局的に取り組む話で、いろいろな分野が考えて施策を進めるということが大事なのかなと思いますので、男女の計画の中でも、どういった形で盛り込んでいったらいいのかということを、また皆様と一緒に審議していきたいと思います。
吉田会長代理	齊藤委員、どうぞ。
齊藤委員	確認なのですが、行動計画の策定スケジュールの中の評価部会、毎年ありますが、これはあくまでも令和6年度事業に対しての評価ということですね。
事務局	そうです。
吉田会長代理	ほかに何かご質問はございませんでしょうか。田覚委員、いかがでしょうか
田覚委員	<p>すみません、ついていくのがやっとで、疑問を持つというところまではまだ到達していないのが現状でございます。</p> <p>先ほど佐藤委員もおっしゃったように、新潟市の人口の推移があるということは、男女共同参画を通して、市として取り組んでいきたいというところが見えましたので、そういうところに取り組んでいければなと思っております。</p>
吉田会長代理	山本委員、どうですか。
山本委員	私は、新潟市の人団流出に関しては高校生のときから、私も対策について計画を考えたりしていて、少し興味あるところなので、話を聞けてよかったです。

吉田会長代理	<p>メンバーも替わりましたので、いろいろな視点での意見出しができればと思います。今年度は特に回数も多いですので、いろいろとご意見いただくとよろしいかなと思います。</p> <p>何かご質問、ご意見等あればいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。</p>
有森委員	<p>第5次の計画といったところを、今、人口の流出というところで意見交換があったと思うのですが、これまで常に評価のためのデータ収集というのはしていると思うのですが、新たな課題を見つけるための調査はされているのかと思って。例えば、山本委員からも、研究テーマで調べられたというご発言があったので、もしそういう原因等を調べているものがあれば、共有できるとともに嬉しいなと思った点が1点です。</p> <p>あとは、女性版骨太の方針とかを見ていると、例えば、問題状況の記述がある、女性の健康問題により職場で困った経験は5割の報告がある、女性の健康課題が仕事に与える影響とか、女性従業員の4割が女性特有の健康課題により職場で何かをあきらめなければならないと感じた経験があるといったところが記載されています。これが経済にどのような影響を及ぼすかといったところは、女性特有の月経随伴症状により仕事のパフォーマンスが落ちることによる損害は年間4,911億円と試算されると。なので、こういうことにきちんと取り組まないと損害をもたらすのかといったところは、すごく説得力があるかなとは思うので、雇用する側にとっても、ここを手厚くしない限り、女性は仕事を何らかの理由で優秀な方がやめていくし、優秀な方が県外に出て行ってしまうといったところの、本当に問題は新潟であるのかないのかといったところを調べられると、取組としても何か前に行けるのかなと思いました。</p>
吉田会長代理	<p>また、女性版骨太の方針だと男女共同参画白書だとか、県、国などいろいろあると思うのですが、それぞれの立場で見るといろいろと見方が変わることと思いますので、そういったところも踏まえて今後の計画につなげていけるといいのかなというように思いました。ほかにありますでしょうか。</p>
田覚委員	<p>資料2のところで、(2)のワーク・ライフ・バランスのご説明のところで、アンケートを取ったときにというお話があったと思うのですが、そちらは公開される情報としてホームページに掲載されているのかどうか。</p>
事務局	<p>新潟市のホームページにも報告書を公開しておりますので、そういったものもご確認いただければと思います。</p>
吉田会長代理	<p>ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。</p>
小奈委員	<p>調査、審議するということで、調査する内容とか調査の仕方というのは、どなたがされるとか、そこが分からぬなと思って。</p>
事務局	<p>条文では、調査、審議しという言葉の使い方をしているのですが、実際としては、委員から調べていただくということではなくて、資料を見ていただいて、それについてそれぞれの立場でご意見いただくということです。</p>
仲屋委員	<p>第5次計画策定に当たって、資料とかはもちろん課からご提供あると思うのですが、その前に、あなた方最低限これは読んできなさいよとか、そういう資料みたいなものがあれば、あらかじめお示しいただくと、私たちも勉強になつてありがたいので、メールでお知らせいただければ読んでくるようにいたしま</p>

	すので、ぜひ、ご思案いただければと思います。
事務局	私どもも、できるだけ目を通させていただいて後日ご意見いただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。
吉田会長代理	いろいろとご意見ありがとうございました。 以上で本日の議事を終了いたします。それでは、事務局にお返しいたします。
事務局	<p>続きまして、次第4、その他になります。</p> <p>今後の予定についてご説明いたします。次回、第2回の審議会ですが、6月の開催を予定しております。現在、事務局から日程調整のご連絡をさせていただいている。回答の期限があさって4月25日金曜日となっております。ご回答がこれからという方については、どうぞご回答のほう、よろしくお願いいいたします。</p> <p>次回の審議会では、第5次計画案に関するご説明、審議のほかに、前年の事業ですが、6年度事業評価に関する事項や評価部会員の選出などを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回新潟市男女共同参画審議会を終了いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。</p>